

## 中央区特別支援教育就学奨励実施要綱

23中教学第732号

平成24年3月28日

### (目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に則り、保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に係る経費の援助（以下「就学奨励」という。）をすることにより、特別支援教育の普及及び奨励を図ることを目的とする。

### (定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 就学予定者 次に掲げる者をいう。

ア 国公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）（以下「国公立の小中学校」という。）に就学を予定している学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度（以下「政令に規定する障害の程度」という。）に該当する児童又は幼児

イ 国公立の小中学校に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級（同項第3号の身体虚弱者を対象とした学級を除く。以下「国公立の特別支援学級」という。）に就学を予定している幼児又は児童

ウ 国公立の小中学校に設置されている学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による授業を行う学級等（以下「国公立の通級指導学級等」という。）に就学を予定している幼児又は児童

二 児童生徒 次に掲げる者をいう。

ア 国公立の小中学校に現に在籍している政令に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒

イ 国公立の特別支援学級に現に在籍している児童又は生徒

ウ 国公立の通級指導学級等に現に在籍している児童又は生徒

三 保護者 就学予定者又は児童生徒の保護者をいう。

### (対象者)

第2条 就学奨励の対象者は、中央区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 就学予定者又は児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年の総所得額が当該世帯について生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（以下「生活保護」という。）に基づく保護の基準を適用して計算した需要額（以下「需要額」という。）の1.2倍以上2.5倍未満の者（以下「区分1」という。）

二 児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年の総所得額が需要額の2.5倍以上の者（以下「区分2」という。）

2 前項各号の収入額及び需要額は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について（平成20年4月1日文科初第237号）による。

（申請）

第3条 就学奨励として支給される金銭（以下「就学奨励費」という。）の受給を希望する保護者は、毎年度、別記第1号様式による申請書を中央区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、就学予定者又は児童生徒と生計を一にする世帯全員の所得額が算定できる資料その他の前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事由を、公簿等により確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

（認定）

第4条 教育長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた調査を行い、第2条第1項各号に定める区分を認定の上別記第2号様式による通知書により、当該申請をした保護者に通知する。この場合において、区立の学校（以下「区立学校」という。）に在籍する児童生徒に係る認定結果については、当該区立学校の校長（以下「学校長」という。）にも通知する。

（費目）

第5条 就学奨励の費目及び対象者は、別表のとおりとする。

（就学奨励の費目の金額）

第6条 就学奨励の費目の金額は、予算の範囲内とし、教育長が定める。

（支給）

第7条 就学奨励費は、第3条第1項に規定する申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月分から支給の対象とし、教育長が別に定めるところにより1月、3月、7月及び12月にそれぞれ当月分までの就学奨励費を支給する。ただし、申請日の属する月分の就学奨励費の支給を他から受けるときは、当該就学奨励費を控除して支給する。

2 教育長は、就学奨励費については、原則として第4条の規定による受給資格の認定（以下「受給資格認定」という。）を受けた保護者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により支払うものとする。

3 教育長は、別表に定める就学奨励費の費目のうち、学校給食費に限り、保護者からの委任状の提出により、学校長を代理として学校長名義の口座に振り込むことができる。

（変更届）

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教

育長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名の変更があったとき。
- 二 金融機関又は預金口座の変更があったとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、申請書の内容に変更があったとき。  
(受給資格認定等の取り消し)

第9条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格認定を取り消し、又は就学奨励費の支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- 一 第2条各号に規定する就学奨励の対象者の要件を欠くことになったとき。
- 二 不正の手段により就学奨励費の支給を受けたとき。  
(就学奨励費の返還)

第10条 教育長は、受給者が就学奨励費の支給を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した就学奨励費の一部又は全部を返還させることができる。

- 一 前条の規定により受給資格認定が取り消されたとき。
- 二 児童生徒の長期欠席、行事不参加等により就学奨励費を使用しなかったとき。
- 三 区の区域外に転出したとき。
- 四 私立の小学校若しくは中学校に進学し、又は転校したとき。  
(就学援助との調整)

第10条の2 この要綱は、保護者が中央区就学援助実施要綱（平成24年3月28日23中教学第730号）第2条に規定する対象者に該当する場合については、適用しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区特別支援教育就学奨励実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

## 別表

## 就学奨励の費目及び対象者

費目	支給 区分	学年	備考
学用品費	区分1	小学1～6年 中学1～3年	
体育実技用具費 (柔道・剣道)	区分1	中学1年	
新入学児童生徒 学用品費	区分1	就学予定者 小学1年 中学1年	
通学用品費	区分1	小学2～6年 中学2～3年	
通学費	区分 1～2	小学1～6年 中学1～3年	
修学旅行費	区分1	小学6年 中学3年	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	区分1	小学1～6年 中学1～3年	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	区分1	小学3～6年 中学1～3年	学校・学年により金額が異なる
部活動費	区分1	小学4～6年 中学1～3年	
卒業記念 アルバム費	区分1	小学6年 中学3年	区域外就学児童生徒に支給
学校給食費	区分1	小学1～6年 中学1～3年	
職場実習交通費	区分 1～2	中学1～3年	